

# INTERCOUNTRY

インターカントリー

I S S オーストラリア主催

## 「国境を越える家族の対立に巻き込まれている子ども達への支援に関するトレーニング」への出席報告

I S S J ソーシャルワーカー 日原智秋

2007年6月25日～27日、オーストラリア・シドニーにて開催された「国境を越える家族の対立に巻き込まれている子ども達への支援に関するトレーニング」に出席しました。17カ国から42名が出席、参加者の多くが子どもの福祉に関わる政府機関で働く公務員でした。トレーニングプログラムは、子どもの権利を中心に、主に法的側面と現場でクライアントに対する介入技術紹介の二側面からの構成でした。

### 法的側面

法的側面に関しては、子どもの権利条約とハーグ条約から子どもの権利を再認識した後、ハーグ条約の内容とその重要性について、オランダにあるハーグ国際私法会議の事務局長と役員長から説明がありました。両氏は、子どもの権利に関わるハーグ条約の中から特に次の2つの条約に焦点を絞って説明するとともに、I S S とのパートナーシップの必要性を説きました。

第一に、1980年10月25日に制定された「国際的な子の略奪の民事に関する条約」があり、2007年6月現在、79カ国がこの1980年条約を批准しています。この条約の目的は、国境を越え子ども達を不正に連れ去ること、また保留することから子どもを守ること、子ども達の常駐国へ一刻も早く彼らを帰国させること、面会権保護を確保すること、としています。

子どもの略奪ケースに関わる国が両国ともこの条約の批准国である場合、子どもを連れ去られた者が、連れ去られた国のしかるべき機関で、子どもの帰国を申請し、申請を受けた機関は、子どもの居場所を特定し、その後連れ去られた国への帰国手続きを進めていくこととなります。しかし、子どもを連れ去られた者の許可あるいは同意を得られる場合、子どもの帰国が子どもに身体的・精神的危害を及ぼす深刻なリスクがある場合などは例外です。この条約の問題点として、迅速な対応が求められること、帰国命令はいかなる親権に関わる問題解決に基づく決定ではないこと、この条約のプロセスは基本的に、子どもの親権やケアに関する長期に亘る問題について決定を下す最善の場所は、通常子どもが住み慣れ親しんだ国であることに基づいて進められること、などです。先進国を主とする多くの国がこの条約に批准しており、比較的国家間の協力が得られやすいと思われました。

第二に、1996年10月19日に制定された「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」があります。2007年6月現在、14カ国がこの条約に批准しているに過ぎません。先進国では、オーストラリアのみが批准しているだけで、この条約は、



ISS オーストラリアによる説明

子どもの略奪に焦点を当てた1980年条約に比べ、子どもの権利に関わるより広い範囲について規定しており、そのため、より多くの状況に対応できるとしています。例えば、国境を越えた子どもの親権・監督権や接触に関わる親による論争への対応、難民となった子どもや国境を越えて移動させられた子どもへの対応、そして人身売買の対象となった子どもの保護などがあります。この条約は、子どもの最大の利益を考慮、保護するための地球規模の条約として優れていると思われませんが、前述したように、この条約の重要性を理解

する国は少なく、成果はあまりあがっていないのが現状です。

日本は、いまだこれら子どもの権利に関わるハーグ条約には批准はおろか署名すらしていません。さらにISSJのサービスの1つである国際養子縁組に関し、1993年5月29日に制定された「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」への批准も急がれます。今回のトレーニングの席において、先進国の一つである日本がなぜいまだこれらの条約に批准していないのか、またその理由は何かと数回問われ、これといった回答もできず苦い思いをしました。出席した私たちが感じたことは、「子どもの最善の利益」という考え方は、日本の文化では、西洋諸国のそれと比較して若干のずれがあるということです。日本の児童福祉における施策をみても、児童虐待に対し国が積極的に関与しているとは言いがたい現実があり、この背景には、子どもは親の所有物であり、他人が介入するものではない、といったような暗黙のうちの了解があるように思われます。親による子どもの略奪のケースを見ても、母親が子どもを連れて日本に帰国することは、例え、それがもう一方の親の同意を無視したものだとしても、日本文化では、当たり前のことのように感じる人が多いのではないのでしょうか。私たちは現場のソーシャルワーカーとして、グローバルな視点から「子どもの最善の利益」を見直す必要があると考えられます。その上で、引き続き日本政府に対し、ハーグ条約の批准にむけ積極的に働きかけることが、ISSJの重要な課題であることを改めて強く認識しました。

## クライアントに対する介入技術紹介

現場でクライアントに対する介入技術紹介に関しては、「調停に基づくアプローチ」を中心に子どもに焦点を当てたスキルを学びました。まずISSスイスが、どのよう

にこのアプローチを実践に活かしているかを紹介した後、アプローチの理論についてオーストラリアにあるLarrobe大学のLawrie Moloney準教授が説明し、その後、グループに別れ、このアプローチを用いたロールプレイを体験しました。「調停に基づくアプローチ」の最大の特徴は、子どもに焦点を当てた家族問題解決への調停です。例えば、結婚生活に問題があり子どものいる夫婦に対し、彼らの視点を夫婦間の対立や相違などから子どもにとっての最善策へと向けさせ、その最善策とは何かを夫婦に考えてもらうために有効としています。Moloney準教授によると、調停員は、彼らが子どもにとっての最善策に注目できるよう積極的に介入し、クライアントがいかなる結果を導き出すかについては責任を負わず、結果を導き出すのはあくまでもクライアント双方の決断にと説明されています。このアプローチの利点は、クライアント自身が積極的に結果を導き出し、低コストで、クライアント本人の満足度が高く、子どもにとって利益のある結果を引き出し易いことです。しかし、すべての家族問題に取り入れられるわけではなく、例えば、虐待などの暴力を伴うケース、家族の1人が精神疾患を持つ場合は難しくなります。そのため、このアプローチの適用が可能かをインテーク及び初回面接時に慎重にアセスメントする必要があります。ISSJでのアプローチの適用を考えると、国際結婚に関わる問題へのカウンセリング

はもちろん、国際養子縁組や強制送還ケースにおける子どもの調査にも将来的に有効であるように思います。しかし、例えば夫と妻など、関係者双方を調停のため同席させることが難しい現状があります。さらに2カ国あるいはそれ以上の国のネットワークが必要であるISSでのサービスにこのアプローチを用いるためには、調停員はそれぞれの国に1人づつ付く、つまり複数の調停員が関わる場合を想定する、衛星通信機器を通じた面接方法を設定するなどさらに考慮が必要です。今後は、ハーグ条約の重要性について現場の立場から引き続き日本政府に働きかけていくとともに、調停に基づくアプローチを用いたロールプレイなどを通して、他のソ・シャルワーカーにこのアプローチを紹介し、ISSJでのサービスの統一化、サービスの質の向上を目指したいと考えています。

## ISSJケース紹介

このケースは、すでに3歳の女児をポリネシアから養女としていたフランス人養親に、ISSJが日本国籍の1歳5カ月の男児を託置したケースです。フランス人養親は、家族で京都を旅行中に、以前ISSJを通して2人の子どもを託置されたフランス人養母と出会ったのがきっかけで、ISSJを通して日本から養子を向かえることが可能と知り、ISSJに申請するに至りました。申請当初担当ワーカーとして、フランス語を母国語とする養親と英語でどの程度コミュニケーションが取れるか危惧していましたが、養父母はすでに養女としていた3歳の娘にぜひ弟を与えてやりたいとする強い情熱からできる限りの努力を惜しみませんでした。ISSJが彼らに託置した男児は、出生時から体が弱く、長期に保育器の中で育てられました。託置直前には、男児が高熱を出し一時は延期を考慮するほどでしたが、なんとか計画通り養親宅に連れ帰ることができました。

今回の託置で強く印象に残っているのは、養親がすでに養女としていた3歳の娘の反応です。養親は娘を養女とした際も彼女には実母がポリネシアにいる事実を写真などを見せながら、きちんと伝えていました。今回の養子縁組でも養親は娘に、これから弟を迎えようとしていることをきちんと彼女の分かる言葉で説明していました。すると3歳の娘は、弟となる男児にはなぜ親がないのかと問うとともに、新しい家族の一員として彼が寂しくならないように彼を守りたいと言ったそうです。確かに、それまで常に養親に甘えていた娘が、乳児院でこの男児に会った後は、きりりとした姉の顔になったことに驚いたことを覚えています。さらに託置後約1週間して養親宅を訪問した際には、娘が私の姿を見るなり、私が男児を取り上げに来たのだと思い込み、フランス語でしきりに「弟に触らないで！」とっていました。養親は前もって私の訪問を娘に伝えてはいましたが、彼女にとっての弟の存在はすでにとても貴重なものとなっているのだと感動しました。託置から6ヵ月後に彼らを訪問した際には、娘はすっかり落ち着いて、いつもの満点の笑顔で私を迎えてくれました。

このケースを通して、新しくきょうだいを迎え入れる子ども達にとっての環境・心境の変化の大きさを痛感するとともに、3歳というような幼い子どもであっても、彼らの理解できる伝え方であれば、養子縁組を伝えることが可能であり、真実告知の重要性を改めて感じました。



# カンボジアプロジェクト紹介

ISSJ 常務理事 大森 邦子

2007年8月6日から12日までカンボジアのプノンペンに行って参りました。今回はカンボジアってどんなところなのかを少しご紹介しましょう。

カンボジア王国はインドシナ半島にあり、ベトナム、タイ、ラオスに接しています。首都はプノンペンです。国民の90%以上がクメール人(カンボジア人)です。言語はクメール語(カンボジア語)、宗教は仏教(上座部仏教)です。フランスから独立後、共産主義政党クメール・ルージュの独裁者ポル・ポトの政権下で、ベトナムも介入した内戦が続き、一説によ

りますと、当時の人口のおよそ三分の一にあたる200万人もの大虐殺が行われました。その後日本の明石康国連代表時代に、国連の仲介により内戦が収束し、現在に至っております。カンボジア国内には内戦



の影響で今でもたくさんの地雷が埋まっています。その近くにはドクロマークが付いた地雷有危険の標識がありますが、母国語であるクメール語が読めない子どもが誤って危険地帯に入って亡くなったり、障害を持ってしまう事件がおきます。



ISSJでは、今年度日本郵政公社の国際ボランティア貯金を頂くことが出来ましたので、「ストリートチルドレンのための識字教育及び母親への自立訓練」を行います。カンボジアでは小学校に入っても進級試験に受からなければ学年が上に行かれません。公立の学校の先生は給料が安く、月給が30米ドルくらいですので、とても生活できません。そのため多くの先生は補習校を経営しております。日本と違い公務員の給料は安いのです。お巡りさんもタクシードライバーなど副業をしております。

子ども達は補習校に行かなければ進級テストに受からないのです。学校の先生が自分の経営する補習校に子どもを集めるために、学校では進級テストに出る問題が解けるような授業をしないのです。進級テストに合格するには補習校に行かなければなりません。公立の学校は無料であっても、制服や靴、かばん等年間70ドル必要です。さらに補習校に行くには1日5ドル、10ドルと必要になります。UNICEFの報告では、カンボジアでは小学校で6年生を終了する子どもは50数%であるとされています。

こうした環境の中で、家の無いストリートファミリーの子ども達は、学校に行くことが出来ません。さらに親たちは学校に無料で行かれたとしても、その時間ごみ拾いをすれば少しでもお金になるので、学校に行かせるよりもごみ拾いをさせてしまいます。大きな麻袋を抱えて、空き缶、空き瓶や、ビニール袋、ダンボール等を集めて歩いている子ども達を見かけます。ごみ集積場に持ち込んで僅かなお金を得るのです。苛酷な環境にある子ども達でも目が合うと微笑を浮かべてくれます。

こうした子ども達に、給食付の基礎教育を行います。給食を提供するので、半日子ども達をごみ拾いから解放して、ISSJの識字教育プログラムに送り込んでもらいます。そこでは彼らの母国語であるクメール語の読み書きと、足し算引き算を教えます。多くのカンボジア人は計算が不得手です。それ故、おつりをごまかされたり、元値以上に値引きされたりすることが多くあります。給食は子どものお母さんに作ってもらい、お母さんも無料で食べることが出来ます。そして食事の作り方を覚えてもらい、将来小さな食堂(カンボジアの人は朝食や昼食を間口1間ほどの麵を提供する食堂で食べます)を経営したり、そうしたところで働いて自立できるように、指導していきます。



スラムの前で明るく笑いかけてくれる子ども達



～ 第 5 5 回チャリティ映画会 ～

日時 : 10月19日(金) 上映時間 11:00、2:30、6:30  
場所 : 九段会館ホール (地下鉄東西線、半蔵門線九段下駅徒歩1分)  
上映作品 : ドリームガールズ (130分)



1980年より開催致しております映画会も次回で55回目を迎えます。皆様のお励まし、そして支えて頂きましたことに深く感謝申し上げます。また、バザーにお手作りの作品を提供して下さる方も多くなりバザーも充実しました。食品コーナーではケーキ、クッキーだけではなく、最近では男性の方からのご協力申し込みもあり、お手作りの佃煮は隠れた人気商品です。一人でも多くの方に喜んで頂けます様、楽しんで頂けます様ボランティア一同頑張っておりますので、品切れの場合はどうぞお許し下さいます様お願い申し上げます。

**バザー耳寄り情報**

前回大好評で早々に完売し皆様にご迷惑をお掛け致しました、「ひじき白和えの素」は、提供者のご厚意により沢山ご用意しております。どうぞ、ご利用下さいませ。

～ ありがとうございます 第54回チャリティ映画会 ～

第54回ISSJチャリティ映画会には多大なご協力、ご支援をありがとうございました。皆様からのご寄付はバザー寄付、コイン募金、通信費のご協力も含めまして3,179,280円ございました。心より感謝申し上げます。ご寄付は国境を越えて子ども達の福祉のために大切にに使わせて頂きます。

**補助金、助成金事業完了のご報告**

この度平成18年度日本自転車振興会補助金、日本財団助成金、福祉医療機構の交付を受けて下記の事業を平成19年3月完了致しました。ここに、ご報告と共に、感謝の意を表します。

日本自転車振興会	「国際的児童難民家族相談等補助事業」
日本財団	「国境を越えた未成年者への家族再会援助」
福祉医療機構	「国際養子縁組をした養子の実態調査」
社会福祉事業研究開発基金	「ケースデータ保存のためのサーバー導入」



**田辺千鶴子**



毎年ISSJは、フィリピンから派遣されたソーシャルワーカーに、研修の一環として日本語教育を行っています。私は日本語教師の経験を生かし、6年前からボランティアとしてお手伝いをさせて頂いています。研修生の方々は、忙しい業務をこなしながら意欲的に日本語学習に取り組み、覚えて

たの日本語を教え、自分の生活や思いを一生懸命伝えようとする熱意には、いつも感心させられます。また、日本とフィリピンの社会や文化などの様々な事をよくディスカッションしますが、お互いに異文化だと感じることもあれば、共にアジアという共通の文化圏にいることを実感することもあります。ある研修生が、何故フィリピンは常に貧しく日本のように発展できないのか、と嘆いていましたが、日本はその繁栄の陰で失ったものも沢山あるのだと私は説明しました。このように私自身も学ぶことの多い時間ですが、ささやかながらも文化交流の場となれば大変幸いです。

**細井純子**



「あの一、この年でよろしいのでしょうか。」「その年だからよいのです。」これは、人生の折り返し地点で大学に入学し、そして今春、課程を修了した私が、ISSJの採用試験で常務理事と交わした会話です。駄目元で受けた面接試験でしたが嬉しい誤算となりました。現在、入国管理局での収容者へのカウンセリングを中心に

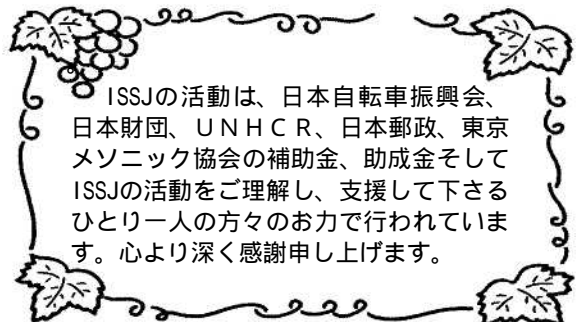
した仕事をしておりますが、国連難民高等弁務官事務所から委託されたこの仕事は長年憧れていた仕事であり、まさか人生の後半でこういう出会いができるとは夢にも思っておりませんでした。これまでの職歴は履歴書一枚では納まらないほどですが、その一つ一つをパズルのピースにするとまるで今の仕事を形作るためにあったかのような職歴でした。ISSJとの出会いに感謝しつつ、年齢と共に衰えて行く記憶を熱意と努力でカバーすべく仕事をしていきたいと思っております。遅ればせながらのスタートですがどうぞよろしくお願いたします。

**ISSJ活動報告2007年1月 8月**

<p><b>1月</b></p> <p>11日 広尾ロータリークラブ講和 17日 RCJ会議出席 29日 UNHCR滝澤代表を表敬訪問</p> <p><b>2月</b></p> <p>7日 日本郵政公社国際ボランティア貯金説明会 14日 難民事業本部大原氏来所 15日 第4回国際交流フェスタinくれ 参加</p> <p><b>3月</b></p> <p>11日 呉日帰りバスツアー開催 20日 ISSJ第311回理事会、第142回評議員 24日 難民事業本部シンポジウムに大森常務理事パネリストとして参加</p> <p><b>4月</b></p> <p>4日 日本自転車振興会補助金伝達式出席 18日 日本財団補助金春の交流会2006出席 30日～ISSアジア・太平洋地域会議参加 - フィリピン 5/3日 (大森常務理事)</p>	<p><b>5月</b></p> <p>6～10日 ISS 本部会議 - ジュネーブ(大森常務理事) 15日 リトアニアの領事来所 16日 RCJ総会出席 24日 ISSJ第312回理事会、第313回理事会、第143回評議員開催</p> <p><b>6月</b></p> <p>15日 第54回映画会開催 25～27日 国境を越える家族の対立に巻き込まれている子ども達への支援に関するトレーニング出席 26日 京浜ロータリークラブ講和 28日 日本郵政公社国際ボランティア貯金贈呈式</p> <p><b>7月</b></p> <p>4日 日本財団監査 23日 UNHCR主席法務官ダニエル・アルカル氏表敬訪問 28日 フィリピン人ソーシャルワーカー来日</p> <p><b>8月</b></p> <p>6～12日 カンボジア出張(大森常務理事、池田氏) 17日 フィリピン人ソーシャルワーカー帰国 30日 RCJ会議出席</p>
---	--

**インターカントリー第33号 2007年8月30日発行**

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団  
International Social Service Japan (ISSJ)  
発行責任者：常務理事 大森邦子  
発行所：〒153-0051東京都目黒区上目黒3-6-18  
西村ビル601号  
TEL：03-3760-3471 FAX：03-3760-3474  
IPTEL：050-5527-0968  
E-Mail：issj@issj.org URL：www.issj.org



ISSJの活動は、日本自転車振興会、日本財団、UNHCR、日本郵政、東京メソニック協会の補助金、助成金そしてISSJの活動をご理解し、支援して下さい。ひとり一人の方々のお力で行われています。心より深く感謝申し上げます。